

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和28年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の220を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額に100分の215を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。
（令和4年12月に支給する期末手当の特例）
- 2 令和4年12月に支給する期末手当に限り、この条例による改正後の常勤特別職員の給与に関する条例第4条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。